

電気学会 電気規格調査会標準規格

規格票の様式

電気学会 電気規格調査会編

規格票の様式（内規）

定価 1,000円

1983

制定 : 昭和31年5月
改訂 : 昭和45年1月 (規格化: JEC-180-1970)
改訂 : 昭和58年11月25日

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式

緒 言

1. 制定改訂の経緯と要旨

この内規は、電気学会 電気規格調査会標準規格(JEC)を作成する場合の規格票の様式について規定したもので、昭和31年5月に制定され、昭和45年1月に規格(JEC-180-1970)として改訂された後、今回、昭和58年11月25日に電気規格調査会役員会の承認を経て、同調査会の内規として改訂されたものである。

改訂の要旨は以下のとおりである。

(1) 規格票の様式の位置づけ

JEC-180(規格票の様式)は、規格の制定改訂の原案を作成するためのマニュアル的な性格のものであり、他の規格とは性格に異にしている。そのため、JEC-180は規格の一つというよりも電気規格調査会の内規という位置づけの方が適切であるとした。

(2) 規格票の構成

規格票の構成は本体・解説などから成り立っているが、本体に属する備考、注と解説との使い分けが各規格で混乱している例が見うけられる。

このため今回の改訂では、2.規格票の構成と3.用語の意味の2項目の表現を明確に書き直すとともに、特に解説として両者の使い分けは拘束力を持つ持たないにあることを述べておくこととした。

また解説の位置は本体中の該当箇所に入る場合と、本体後に一括してつける場合の2つがあり、旧JEC-180では両者とも認められていたが、実際の各規格間の様式的統一感はそこなわれている。そこで今回、後者の方が様式的にすっきりするとの観点から、一二行の短い解説で本体後に特に持つてくるほどではない場合などを除き、原則としては本体後に一括して付けることとした。なお、従来は説明、付録という用語を用いていたが、JISとの統一を図り、解説、参考とした。

(3) 規格票の大きさ

現行はB5判となっているが、各規格によりこむ内容が多くなっており、図・表なども増えていることから実務上B5判よりもJISでも使われているA4判の方が便利と思われる情勢になってきたことから、今回の改訂でA4判とすることとした。

(4) 規格番号の付け方

規格番号は従来、制定順の一連番号を付けて今日に至っているため、電気機器、電線といったグ

ループ分けがわからない全くランダムな番号になっている。規格数が今後とも増えていくことを考慮して今後の番号付けは各常置委員会にゆだねられるようにグループ分けを行うこととした。

現在の各規格をグループ分けしたもの解説2に示した。また、新番号への移行は改訂時に行うこととする。

(5) 規定項目と配列の順序

規定項目については、各規格の特徴があってそのすべてを統一することはできないが、同種の規格では極力統一されることが望ましい。

今回、現行の規定項目を各規格と比較検討し、次のように改訂して極力これに準ずることとした。

- (a) 使用状態で考慮する事項の項をもうけ、その内容を規定した。
- (b) 定格、銘板記載事項の取扱いを種類と並ぶもの、あるいは表示の一部というように定めた。
- (c) 製品の呼び方は種類と同種の規定であるため一つにした。
- (d) 定義は内容的には用語の意味程度の方が適切であるのでそれに改めた。
- (e) 一部の規定で“総則”という項をもうけその中に適用範囲、用語の意味などを含めているが、場合によっては総則の中の項目が適用範囲一つだけということもありうるので、原則として使わないこととした。
- (f) 各項目のタイトルは極力簡潔にし、実際の規格でもそのまま使えるものに改めた。

(6) 使用状態で考慮する事項

- (a) 各規格において使用状態として示されている内容、項目が統一されていなかったので、原則として、使用状態としては常規使用状態および特殊使用状態を考慮することを示し、その定義を明らかにした。
- (b) 使用状態の項目および数値を統一することは難しいが、同種規格間では可能な限り統一するものとし、常規使用状態としては少なくとも周囲温度および標高を含めるものとした。

(7) 試験・検査で考慮する事項

- (a) 従来は“10.3 規格内容のまとめ方と配列の順序”で規格中の配列および試験と検査の相違点が示されているのみであったが、新たに“5.4 試験・検査で考慮する事項”を設け、内容を具体的に示した。
- (b) 試験・検査の名称には各規格で様々なものが用いられているが、同一の内容を示すものについては名称を統一することとした。従来用いられてきた各種の名称を比較検討した結果、形式試験・検査、受入試験・検査、参考試験の3種類に大別しても特に支障はないと考えられたので、これらの名称により規定し、その定義を明らかにした。

(8) 用字と用語

- (a) 術語は従来は学術用語集、JIS用語集、電気学会用語集の順位で用いることになっていたが、今回学術用語集および電気学会専門用語集によることを明確にした。
- (b) 今回、従来の本文の内の細かな内容（用字と用語の用い方、表の書き方、区切り符号、表の用い方）は本文から外し附属書とした。

(9) 國際単位系(SI)の取扱い

SIを導入した場合の問題点を各規格について検討した結果、大きな支障となる点はなく、SIを使用することとした。ただし、SI導入については規格票の様式だけに係る問題ではないので、学会レベルの方針化、マニュアルの作成といったステップが必要となろう。

(10) 規格票の体裁

従来は“2.一般様式”の中で“2.2 規格票の体裁”として、表紙の付け方のみを規定していたが、以下に示すような内容も新たに規定するため、“14.その他”の中に独立した項目として“14.6規格票の体裁”を設けた。

- (a) 規格票の表紙に記載する内容を示した。また閲覧時の便宜を考え、可能なものは同内容を背の部分へ記載することとした。
- (b) 表紙裏に使用する用語集名、制定・改訂年月日および規格票の構成を記載することとした。
- (c) 従来説明書として述べられていた制定改訂の経緯と要旨を緒言に含めるものとし、緒言には引用規格名、対応国際規格名をリストアップすることとした。

なお、表紙の付け方については“4.2規格票のまとめ”としてこれを示した。

(11) 規格票の見直し

規格票は5年ごとに内容の見直しを行うことを明示した。

2. 引用規格

JIS C 0301 電気用図記号

JIS Z 8201 数学記号

JIS Z 8202 量記号、単位記号及び化学記号

JIS Z 8203 國際単位系(SI)及びその使い方

JIS Z 8302 製図通則

JIS Z 8401 数値の丸め方

3. 関連規格

JIS Z 8301 規格票の様式

4. 標準特別委員会

委員会名：規格票の様式標準特別委員会

委員長 関根 泰次（東京大学）

幹事 伊藤 憲夫（東京芝浦電気）

同 中島 立生（東京電力）

同 正田 英介（東京大学）

委員 石和田次郎（日本電気計器検定所）

同 尾崎 競（日立製作所）

同 大野 正清（古河電気工業）

同 置鮎 隆一（藤倉電線）

委員 神山 隆（東京電力）

同 川島 弘（富士電機製造）

同 木俣 政孝（日本国有鉄道）

同 北野 徹（関西電力）

同 野坂 敏幸（中部電力）

同 鈴木 英男（電源開発）

同 水野 充（明電舎）

同 山本 克彦（電源開発）

委員 吉永 淳 (三菱電機)
途中退任委員 青井 信二 (日本電気計器検定所)

途中退任委員 清水 真男 (中部電力)

5. 常置委員会

委員会名: 電気一般常置委員会

委員長 関根 泰次 (東京大学)	1号委員 松田 泰 (資源エネルギー庁)
幹事 北村 覚一 (中央大学)	同 宮川 洋 (東京大学)
1号委員 相木 一男 (電気学会)	2号委員 宮川 洋 (東京大学)
同 石毛龍之介 (電子技術総合研究所)	同 後藤 以紀 (東海大学)
同 板谷 義郎 (日本電機工業会)	同 関根 泰次 (東京大学)
同 向井 保 (工業技術院)	幹事補佐 正田 英介 (東京大学)

6. 電気規格調査会

会長 山村 昌 (東京大学)	2号委員 木下 仁志 (大阪大学)
副会長 湯川 龍二 (日本電設工業)	同 林 宗明 (京都大学)
同 中西 邦雄 (横浜国立大学)	同 鶴見 策郎 (東京理科大学)
理事 穴原 良司 (富士電機製造)	同 石塚 喜雄 (早稲田大学)
同 池田三穂司 (大崎電気工業)	同 山本 滋 (日本大学)
同 岩崎 克巳 (東京電力)	同 後藤 以紀 (東海大学)
同 清水 栄 (東京芝浦電気)	同 広瀬 淳雄 (東京電機大学)
同 関根 泰次 (東京大学)	同 宮地 邦夫 (慶應義塾大学)
同 津元 光男 (藤倉電線)	同 堀 孝夫 (武藏工業大学)
同 西村 文一 (電源開発)	同 杉浦 賢 (電子技術総合研究所)
同 橋本 安雄 (関西電力)	同 鵜川 浩正 (運輸省)
同 日野 太郎 (東京工業大学)	同 藤田 敏 (日本国有鉄道)
同 広瀬 胖 (電力中央研究所)	同 村上 治 (日本電信電話公社)
同 松田 泰 (資源エネルギー庁)	同 島崎 辰夫 (日本電気計器検定所)
同 三浦 宏 (三菱電機)	同 浜谷 洲人 (北海道電力)
同 向井 保 (工業技術院)	同 千葉 隆二 (東北電力)
同 森山 昌和 (日立製作所)	同 石本 善雄 (北陸電力)
同 迎 久雄 (学会調査理事)	同 國島 尤 (中部電力)
同 今井 孝二 (学会調査理事)	同 長谷川岩男 (中国電力)
1号委員 岡村 総吾 (学会会長)	同 品川 二郎 (四国電力)
同 藤森 和雄 (学会副会長)	同 三谷 幸祐 (九州電力)
同 大嶋 幸一 (学会副会長)	同 江南 光 (明電舎)
同 関根 泰次 (学会副会長)	同 吉田 祐三 (安川電機製作所)
同 犬石 嘉雄 (学会副会長)	同 毛利 悅造 (松下電器産業)
2号委員 日野 太郎 (東京工業大学)	同 松本 栄寿 (横河北辰電機)

2号委員 大嶋 幸一 (日新電機)
同 細川 宏一 (古河電気工業)
同 小島 啓示 (住友電気工業)
同 藤村 哲夫 (日本碍子)
同 館野 豊 (帝都高速度交通営団)
同 大木 英彦 (日本鋼管)
同 高岡 信孝 (三井鉱山)
同 加賀山 正 (日本原子力発電)
同 江本 俊夫 (日本電線工業会)
同 大島友三郎 (日本電気協会)
同 寺井 勝 (鉄道電化協会)
同 芝山 安久 (日本船舶標準協会)
同 猪野淳之助 (日本電機工業会)
同 池田 栄一 (日本電設工業協会)
同 桃山 正 (日本電球工業会)
同 中川 隆 (日本電気計測器工業会)
3号委員 宮川 洋 (電気用語)
同 関根 泰次 (規格票の様式)
同 小畠 耕郎 (小形電気機器の振動・衝撃試験方法)

3号委員 池田三穂司 (計器用変成器)
同 猪狩 武尚 (誘導機特性算定法)
同 菅 寿郎 (静止誘導機器)
同 堀井 武夫 (直流機試験法)
同 鶴見 策郎 (避雷器)
同 安藤 文郎 (保護継電器)
同 池田 吉堯 (変換装置)
同 中西 邦雄 (しゃ断器, 低圧制御回路試験電圧)
同 上之薙 博 (ガスタービン駆動同期発電機)
同 井田 富夫 (水車寸法検査)
同 佐藤 聰英 (電力用通信設備)
同 山村 昌 (配電電圧)
同 原田 達哉 (高電圧試験)
同 山内 敦 (ブッシング)
同 河村 達雄 (O Fケーブルの高電圧試験法)
同 湯川 龍二 (電鉄用機器)
名誉委員 風岡憲一郎

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式

目 次

1. 適用範囲	11
2. 規格票の構成	11
3. 用語の意味	11
4. 一般様式	12
4.1 規格票の大きさ	12
4.2 規格票のまとめ方	12
4.3 参考	12
4.4 解説	12
4.5 規格名称	12
4.6 規格番号の付け方	12
5. 規格の規定項目	13
5.1 規格の規定項目と配列の順序	13
5.2 適用範囲で考慮する事項	13
5.3 使用状態で考慮する事項	14
5.4 試験・検査で考慮する事項	14
6. 他規格との関連	14
6.1 國際規格との関連	14
6.2 法規・法令との関連	15
7. 文体と書き方	15
7.1 箇条書き	15
7.2 文体	15
7.3 書き方	15
8. 用字と用語	15
8.1 漢字	15
8.2 仮名	15
8.3 送り仮名	15
8.4 用字	15
8.5 用語	15
8.6 数字	16

8.7 単位の表し方	16
8.8 数学記号	16
8.9 量記号	16
8.10 小数・分数・帯分数	16
8.11 数値の丸め方	16
8.12 許容差の表示	16
9. 番号付けと細別符号	17
9.1 箇条番号	17
9.2 細別符号	17
9.3 備考・注・解説の番号	17
9.4 図・表の番号	17
9.5 互いに関連しあっている図と表の番号	17
10. 記述符号とわかつ書き	18
10.1 記述符号	18
10.1.1 区切り符号	18
10.1.2 括弧	18
10.1.3 引用符号	18
10.1.4 連続符号	18
10.1.5 繰返し符号	18
10.2 わかつ書き	18
11. 備考・注・解説	18
11.1 備考の様式	18
11.2 注の様式	19
11.3 解説の様式	19
12. 図・表・写真	19
12.1 図・表	19
12.1.1 さしこみ図・さしこみ表の位置	19
12.1.2 付図・付表の位置	19
12.1.3 図・表の見出し	19
12.2 写真	20
12.3 図の書き方と図中の記入方法	20
12.4 単位記号の記入	20
13. 式	21
13.1 式の位置	21
13.2 記号の説明	21

14. その他	21
14.1 箇条の見出し	21
14.2 太字体	21
14.3 規格の引用	21
14.4 参照の表示	21
14.5 字配り	22
14.6 規格票の体裁	22
14.7 規格票の見直し	22
付 図 字配り	23
附属書	24
1. 用字と用語の用い方	24
2. 表の書き方	25
3. 区切り符号の用い方	27
参考	28
1. 試験と検査	28
2. 外来語の語尾の片仮名によるつづり方	33
解説	34
1. 規格票の構成	34
2. 規格のグループ分け	35
3. 使用状態記載上の注意事項	38

電気学会 電気規格調査会内規

規格票の様式

1. 適用範囲

この内規は、電気学会 電気規格調査会標準規格（JEC）の規格票の様式について規定する。

2. 規格票の構成 (解説1)

- (1) 本 体
- (2) 附属書
- (3) 参 考
- (4) 解 説

3. 用語の意味

この規格で用いる主な用語の意味は、次のとおりである。

- (1) 本 体 規格の主体となる部分で、本文・備考・注・図・表などで構成される。
- (2) 附属書 内容としては規格の主体となる事柄であっても、表現の便宜上、特に取り出して本体に準じてまとめるもの。
- (3) 参 考 本体および附属書の規定に関連する事柄を補足するもの。ただし、規格の一部ではない。
- (4) 解 説 本体および附属書に規定した事柄、ならびにこれらに関連した事柄を説明するもの。ただし、規格の一部ではない。
- (5) 箇 条 本体および附属書の構成部分となっている個々の独立した規定であって、文章・図・表・式などで組み立ててそれぞれ一つのまとまった要求事項、考え方などを表すもの。
- (6) 本 文 箇条の構成部分の主体となる文章。
- (7) 備 考 本文・図・表・などの中に直接記載すると複雑になるような事柄を、別に記載するもの。
- (8) 注 本文・備考・図・表などの中の一部の事柄に注記符号を付け、取り出して別に記載するもの。
- (9) 例 本文・備考・注・図・表などに示す事柄の理解を助けるための例示。

4. 一般様式

4.1 規格票の大きさ

特別の場合を除き、A列4番とする。

4.2 規格票のまとめ方

1規格ごとに表紙をつけてまとめることを原則とする。

4.3 参考

本体、附属書の後に付けるのを原則とする。

4.4 解説

本体、附属書のあとに一括して付けるのを原則とする。

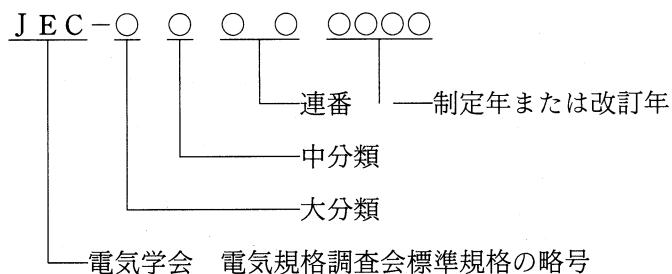
備考 一二行程度の短い解説で本体後に付けるほどでないものについては、本体中の適當箇所に挿入してもよい。

4.5 規格名称

規格にはその中で規定している対象を的確に表すような規格名称を付ける。なお、英文の規格名称を付記する。

4.6 規格番号の付け方

規格番号は4けたのアラビア数字とし、これに西暦で制定年または改訂年を付記し、次の様に表す。



大分類は表1による。中分類は必要に応じて大分類ごとに区分するものとし、特に必要ない場合は0とする。

備考 1. 中分類および連番を合わせた下3けたを利用して従来から使用されていた規格番号をそのまま踏襲し使用することもできる。
2. 既存の規格を改訂した場合には改訂年のみを変えるものとし、規格番号は原則として従来と同じとする。

(解説 2)
表 1 規格番号大分類（千番台）のグループ分け

番号（千番台）	グループ名
0	電気一般
1	電気計器
2	電気機器
3	電線
4	原動機
5	線路用品、通信設備
6	電気材料
7	輸送用電気設備

5. 規格の規定項目

5.1 規格の規定項目と配列の順序

製品の仕様を規定する規格、もしくは試験方法または検査方法の規格の、規定項目および配列の順序は原則として次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 製品の仕様を規定する規格 | (2) 試験方法または検査方法の規格 |
| (a) 適用範囲 | (a) 適用範囲 |
| (b) 用語の意味 ⁽¹⁾ | (b) 用語の意味 ⁽¹⁾ |
| (c) 使用状態 | (c) 種類・項目 |
| (d) 種類・定格・呼び方 | (d) 試験条件 |
| (e) 材料 | (e) 試験装置および器具 |
| (f) 製造方法 | (f) 試料（試料のサンプリング方法および調整方法を含む。） |
| (g) 構造 | (g) 試験または検査方法 |
| (h) 性能 | (h) 記録方法および仕様 |
| (i) 試験・検査 | |
| (j) 表示 ⁽²⁾ | |

注 (1) その規格にだけ用いる特殊な用語についてわかりやすく説明する。なお、それ以外の主な用語についても必要により説明する。

(2) 銘板記載事項が必要な場合にも、表示の項の中で記載することとする。

備考 1. 総則という項目は原則として使わない。

2. 上記の各項目は、二つ以上をまとめたり、いくつかに分けたり、または一部を省略してもよい。

3. 上記(1)(2)に該当しない規格についても、できる限りこの項目と配列を準用するものとする。

5.2 適用範囲で考慮する事項

規格にはその適用を誤らないように、その規格の適用範囲を適正かつ明確に規定しなければならない。

備考 1. 適用範囲では、規格の本質をできるだけ明らかにするために、次のような点を考慮する。

- (1) 規格対象の名称
- (2) 規格対象の使用条件
- (3) 規格対象について規定する範囲
- (4) その規格で除外した対象
- (5) その規格を準用する対象

2. 1 規格につき、適用範囲の項目は原則として1箇所とする。

(解説3)

5.3 使用状態で考慮する事項

(1) 使用状態としては、原則として次の二つを考慮することとする。

(a) 常規使用状態 その規格で規定される機器の性能を満たすために、設計・製作上で通常考慮すべき使用状態。

(b) 特殊使用状態 設計・製作上で特別の配慮を要する使用状態で使用者が発注の際、特に指定する必要のあるもの。

備考 上記の使用状態の記述を否定形で示すことは行わないこととする。

(2) 使用状態として規定する項目は、同種の規格間ではできるだけ統一するものとするが、特に常規使用状態で規定する項目には原則として次の2項を含むこととする。

(a) 周囲温度（温度の上・下限値、必要により平均周囲温度）

(b) 標高

5.4 試験・検査で考慮する事項

(1) 試験には合否の判定に関する事項を含まず、検査には合否の判定に関する事項を含める（参考1を参照）

(2) 試験・検査の種類は次の3種とする。

(a) 形式試験・検査 その形式についての諸性能がこの規定を満足することを検証するために新たに開発・改良された製品の代表について行うもの。

(b) 受入試験・検査 個々の取引について受入れの可否を判定するために、製品受入れに当たって行うもの。

(c) 参考試験 形式試験項目以外の特性を確認するために必要に応じて行うもので、合否判定の対象とはしない。

備考 上記の3種以外の試験検査を必要とする場合には、用語の意味のところで定義を明確にして上で使用してもよい。

6. 他規格との関連

6.1 国際規格との関連

規格の制定・改訂にあたっては、IEC、その他国際会議によって定められた主要な国際規格を調査し、これらを参考にしてできるだけ国際性をもった規格とすることが好ましい。

6.2 法規・法令との関連

国際法規・国内法令などに関連のある場合は、十分に調査して、これらの法規・法令などと矛盾のないようにし、法令などに準拠した場合は、準拠した法令などの名称、採用した条項、公布年月日を明記する。

7. 文体と書き方

7.1 箇条書き

規格の文章は、可能な限り箇条書きにまとめる。

7.2 文体

分かりやすい口語体で、平仮名を主体とする仮名と漢字とを用いる。

7.3 書き方

左横書きとする。

8. 用字と用語

8.1 漢字

漢字の字種および音訓は、常用漢字表（昭和56.10.1、内閣告示第1号）に記載してあるものを用いる。

仮名書きでは分かりにくい場合は、常用漢字以外の漢字（常用漢字表に記載の漢字を常用漢字表音訓欄以外の音訓で使う場合を含む。）を示してもよい。

8.2 仮名

現代かなづかい（昭和21.11.16内閣告示第33号）による。

8.3 送り仮名

送り仮名の付け方（昭和48.6.18内閣告示第2号）による。

8.4 用字

用字について、この規格に規定しない一般的な事柄は、公用文作成の要領（昭和27.4.4 内閣閣甲第16号）による。

8.5 用語

術語は原則として学術用語集および電気学会専門用語集による。なお、その規格にだけ用いる特殊な用語には、“用語の意味”の項を設けて分かりやすく説明する。

術語に用いる仮名は、外来語は片仮名⁽¹⁾、それ以外はすべて平仮名とする。ただし、必要のある場合には外来語を原語のまま用いることができる。

注 (1) 外来語の語尾の片仮名によるつづり方については参考2を参照。

8.6 数字

数字は原則としてアラビア数字を用いる。

8.7 単位の表し方

(1) 単位は、原則として JIS Z 8203〔国際単位系（SI）及びその使い方〕および JIS Z 8202〔量記号、単位記号及び化学記号〕に規定の国際単位系（SIと併用を認めている単位を含む）による。

備考 製造上または使用上止むを得ぬ理由がある場合は暫定的に SI の後に波括弧 “()” で慣用の単位による数値を表示してもよい。

(2) 文章中で数字と組み合わせるとき、ならびに図および表に単位を表すときは JIS Z 8202および JIS Z 8203に定める記号を用いる。ただし、文章中の角度および時間の単位は、文字で記載してもよい。

例：試験片を一方に90°曲げて……

試験片を一方に90度曲げて……

10min 以上放置した後……

10分以上放置した後……

なお、説明のために単位記号を括弧を付けて付記してもよい。

例：重量キログラム (kgf) からニュートン (N) への換算

圧力は、メガパスカル (MPa) で示す。

8.8 数学記号

JIS Z 8201（数学記号）による。

8.9 量記号

JIS Z 8202（量記号、単位記号及び化学記号）による。

8.10 小数・分数・帯分数

小数・分数・帯分数を示す場合は、次の例のとおりとする。

例：0.375（点は、下の点とする。0°375および0・375は用いない。）

$\frac{1}{2}, 1\frac{1}{2}$ （½, 1½のように斜めの線は用いない。）

8.11 数値の丸め方

JIS Z 8401（数値の丸め方）による。

8.12 許容差の表示

許容差を示す場合は、次のとおりとする。

文章および表中で許容差を示すときは、基本数値のあとにプラス側の許容差は+、マイナス側の許容差は-を付け、両側へ等しい値をもつときは±を付けて、次の例に従って記載する。ただし、許容差が零のときは符号を付けない。

なお、表中の許容差の記入は附属書2による。

例： 5^{+0.002}_{-0.003} 5.225⁰_{-0.005}

5.25±0.03

9. 番号付けと細別符号

9.1 箇条番号

箇条にはポイントシステムにより、次の例のようにアラビア数字とピリオド（.）との組合せにより表し、その段階は、原則として3段階までとする。

例：6.

6.1

6.1.1

9.2 細別符号

一つの箇条の中に含まれる個々の規定に番号を付けるときは、(1) (2) ……

(a) (b) ……, (i) (ii) ……の細別符号を、この順序に従って用いる。備考における細別符号もこれに準ずる。

例1：(1)	例2：(1)	例3：(1)
(2)	(a)	(a)
	(b)	(i)
		(ii)
		(b)

9.3 備考・注・解説の番号

11. 備考・注・解説による。

9.4 図・表の番号

図・表には、それについて、本体・附属書・解説・参考ごとに、一連番号を付ける。ただし、図・表が多いときは、箇条番号などと組み合わせた番号を付けてよい。ただし、付図⁽¹⁾の番号は独立とする。

なお、本体・附属書・解説・参考のそれの中で図または表が一つのときは、その図または表には、番号を付けない。

例：図1 表1 付図1 解説図1 参考表1

図5.1 付図5.1 図 付図

注 (1) 付図とは、本体中の図であるが特に取り出して本体後にまとめるものをさす。

9.5 互いに関連しあっている図と表の番号

図と表とが互いに関連しあっている場合、表が図に明らかに従属しているときは、図の番号だけを入れ、図が表に明らかに従属しているときは、表の番号だけを入れる。

10. 記述符号とわかつ書き

10.1 記述符号

一般的の記述符号は、区切り符号、括弧、引用符号、連続符号および繰返し符号に区別する。

10.1.1 区切り符号 まる“。”、コンマ“，”、中点“・”、コロン“：“とする。

区切り符号の用い方は**附属書3**に示す。

10.1.2 括弧 丸括弧“()”および角括弧“[]”とし、補足、注解などに用いる。

備考 異なる単位系による数値を併用する場合に限り、波括弧“{ }”を用いる。

10.1.3 引用符号 “”とし、語句を引用する場合、または文字・記号・用語などを特に明らかにする必要がある場合に用いる。

10.1.4 連続符号 連続符号(～)は、“……から……まで”的意味を符号で表す場合に用いる。

なお、この場合、単位を示す必要があるときは、右にくる数字の後にだけ、単位記号(文章中の角度・時間の場合は、単位を示す文字でもよい。)を入れる。

例：2.1～2.5の規定により……

径4～10mmの場合には……

備考 連続符号を用いるときは、前後の数字は、その範囲に含まれる。

10.1.5 繰返し符号 “々”のほかは用いない。

10.2 わかつ書き

術語が仮名の場合、仮名が続いて読みにくい場合、間違いややすい場合、またはコンマを用いすぎるとかえって全体の関係が不明になるようなときに用いる。

例：研磨布紙とといしを用い……

JIS B 0601

11. 備考・注・解説

11.1 備考の様式

次によるほか、一般には本文に準じる。

(1) 備考は、それが必要な文章・図・表などのすぐ後に記載する。

(2) 備考には、それを記載する箇所ごとにアラビア数字で一連番号を付ける。ただし、備考が一つのときは番号を付けない。なお、表の中に備考欄を設けてもよい。

(3) 備考の番号は、“備考”に続けて付ける。備考が同一箇所に二つ以上続けてある場合には、2番目以下の番号の前には、“備考”の文字は記載しない。

例：備考 1.

2.

11.2 注の様式

次によるほか、一般には本文に準ずる。

(1) 本文・備考・図・表などの必要な箇所に、次の形式の注記符号を入れる。

(1) (2)…… (注番号を括弧に入れて小さく肩に付ける。)

なお、図・表の中で*（アステリスク）を使うほうが便利なときは、*, **, ***のように表してもよい。

(2) 注には、本体・附属書・参考・解説ごとに原則として箇条番号の第一段階（章に相当する）ごとにアラビア数字による一連番号を付ける。ただし、注の内容が同一のものには、同じ番号を付ける。また、注記符号*を用いた注には、番号を付けない。

(3) 注には、“注”に続けて該当する注記符号を記載する。

なお、注を同じ箇所に二つ以上続けて記載する場合には、2番目以下の注記符号の前には“注”的文字は記載しない。

例：注 (1) 注*

(2) **

備 考 同一箇所に“注”と“備考”とがあるときは、その記載順序は、“注”を先にする。

11.3 解説の様式

次によるほか、一般には本文に準ずる。

(1) 本文・備考・図・表などの必要な箇所に（解説1）のような記号を小さく肩に付ける。

(2) 解説には、規格をとおして一連番号を付ける。

(3) 解説には、（解説1）のような記号のあとに、見出しを付ける。ただし、本体中の該当箇所に挿入する場合は見出しを付けなくてもよい。

例：（解説1）記号の付け方

備 考 解説が本体中と本体附属書後の双方に分かれる場合は本体中の解説は、i, ii, iiiの一連記号により区別するものとする。

12. 図・表・写真

12.1 図・表

さしこみ図（さしこみ表）と付図（付表）とに区別する。

12.1.1 さしこみ図・さしこみ表の位置 さしこみ図・さしこみ表は、それが関係する文章の付近に入れる。

12.1.2 付図・付表の位置 付図・付表は、それが関係する本体・附属書のそれぞれの末尾にまとめ、おのおの引用する順に従ってならべる。

12.1.3 図・表の見出し 図・表には見出しを付けるのを原則とし、次のようにする。

(1) さしこみ図・さしこみ表では、図・表の文字・番号・見出しを順に記載する。

ただし、簡単なさしこみ図（さしこみ表）には見出しを省略してもよい。

例：図1 V-t 特性曲線

表1 電動機の寸法

(2) 付図・付表では、付図・付表の文字に続けて番号・見出しを順に記載する。なお、必要があればそれを必要とする箇条の番号をそのあとに記載する。

例：付図1 支持装置構造（5.2参照）

12.2 写 真

写真は、図と同様にとり扱う。

12.3 図の書き方と図中の記入方法

JIS Z 8302（製図通則）、JIS C 0301（電気用図記号）による。

12.4 単位記号の記入

図および表の単位記号の記入は、次のとおりとする。

- (1) 図・表の外に一括して単位記号を示す場合は、図・表の右上に“単位……”と記載する。
- (2) 表の中に単位記号を示す場合は、原則として見出しの欄のなかの下方または右方に括弧を付けてないで書きいれる。ただし、単位記号が見出し欄の記載事項と紛らわしいとき、あるいは一括して示した単位記号と異なる単位記号を表中に示すときは括弧を付ける。

例：

絶縁階級 (号)	雷インパルス試験電圧値 kV		開閉インパルス試験電圧値 kV
	全 波	さい断波	
3A	45	50	—
3B	30	—	—
6A	60	65	—
6B	45	—	—
10A	90	100	—
10B	75	—	—

(3) 規格票の一つのページの中に、いくつかの図がまとまっている場合は、その部分の右上の箇所に“単位……”と単位記号を記載する。

(4) 図と表とが互いに関連しあっていて、それぞれに寸法が入っている場合は、図と表とに“単位……”と単位記号を記載する。

13. 式

13.1 式の位置

式は原則として文章の中に続けて書かず、別行として書く。

なお、番号を付ける必要があるときは、原則としてアラビア数字で一連番号を付ける。

13.2 記号の説明

式に用いる記号の説明は、次のような例のとおりとする。

$$\text{例: } \frac{E_a}{E_d} = \frac{1}{\sqrt{2}} \sin \frac{\pi}{m} \dots \quad (1)$$

ここに、 E_a ：交流側 1 相の電圧の実効値 (V)

E_d ：交流電圧 (V)

m ：相数

14. その他

14.1 箇条の見出し

箇条には原則として見出しを付ける。

14.2 太字体

次に示すものは、原則として太字体で組む。

- (1) 表題の文字
- (2) “JEC” “JIS” およびこれに準ずる文字およびその規格番号
- (3) 見出し（ただし、備考・注・表・図・例の中の見出しへ除外）
- (4) 見出としての“備考” “注” “図” “表” “付図” “付表” “単位” “解説” “附属書” “参考” “例” の文字。
- (5) 箇条・図・表・解説・附属書の番号
- (6) そのほか特に目立たせたい文字・数字・記号など。

14.3 規格の引用

文章中に他の規格を引用する場合は、規格番号と括弧に入れた規格名称を書く。ただし、必要がないときは、制定または改訂年号と規格名称とは省いてもよい。

例：JEC-158（標準電圧）

JIS Z 8301-1982（規格票の様式）

14.4 参照の表示

ある箇条で対照する箇条・付図・付表などを示す必要があるときは、その文章の末尾（読点の前）に対照する箇条などの番号と“参照”の文字とを括弧を付けて記載する。

例：（付図 1 参照）

その特性値を測定し平均を求める（4.5 参照）。

14.5 字配り

本文・備考・注・解説および例の字配りは付図のとおりとする。

14.6 規格票の体裁

規格票の体裁は次のようにする。

(1) 表紙 “JEC” の文字、規格番号・規格名、制定改訂年月日を記載する。

また、可能なものは規格票の背の部分にも同内容を記載する。

(2) 表紙裏 次の内容を記載する。

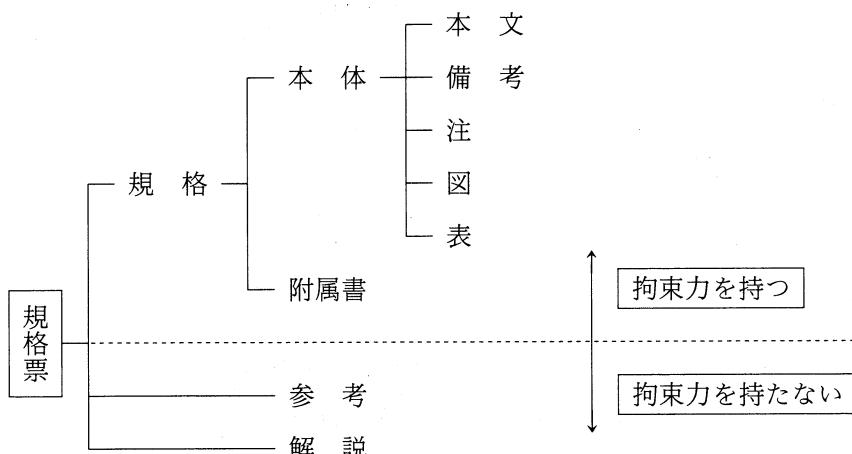
(a) 使用する用語の出典（学術用語集、電気学会専門用語集名を記載）

(b) 制定・改訂年月日

(c) 規格票の構成

規格票の構成には以下の図を記載するものとする。なお、該当しない部分については削除する。

この規格は次のように構成されている。



(3) 緒言 次の内容を記載する。

(a) 制定改訂の経緯と要旨

(b) 引用規格名⁽¹⁾

(c) 対応国際規格名

(d) 標準特別委員会名と名簿

(e) 常置委員会名と名簿

(f) 電気規格調査会名簿

注 (1) 関連の深い規格についても必要があれば述べる。

(4) 目次

(5) 本体、附属書、参考、解説

(6) 裏表紙 英文で表紙の内容を記載する。

14.7 規格票の見直し

規格票は5年ごとに内容の見直しを行い、必要があれば改訂する。

附属書1. 用字と用語の用い方

1. “以上”, “以下”, “をこえ” および “未満” の用い方 用い方は、次のとおりとする。

(1) “以上” および “以下” “以上” および “以下” の文字の前にくるものを含む。

(2) “をこえ” および “未満” “をこえ” および “未満” の文字の前にくるものを含まない。

2. “および” と “ならびに” の用い方 用い方は、次のとおりとする。

(1) “および” 併合の意味で並列する語句が 2 個のときはその接続に用い、3 個以上のときは初めのほうをコンマまたは中点で区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。ただし、最後の語句のあとに “など” または “その他” が続く場合には、“および” を用いないでコンマまたは中点を用いる。

例：誘導機、直流機および同期機

遮断器・避雷器・配電盤など

(2) “ならびに” “および” を用いて並列した語句を、さらに大きく併合する必要があるときに、その接続に用いる。

例：船内・坑内および野外用のもの、ならびにつり線式のものに対しても……

3. “または” および “もしくは” の用い方 用い方は、次のとおりとする。

(1) “または” 選択の意味で並列する語句が 2 個のときはその接続に用い、3 個以上のときは初めのほうをコンマまたは中点でくぎり、最後の語句をつなぐのに用いる。

例：すずめっきまたは亜鉛めっき

すずめっき、亜鉛めっき、または焼付け塗装

(2) “もしくは” 選択の意味で並列した語句に、さらに選択の意味で語句を並列するとき、小さな選択的接続に用い、大きい選択的接続には “または” を用いる。

例：すずめっき、もしくは亜鉛めっきをするか、または、はけ塗り、もしくは吹付け塗装をしなければ……

4. “ただし” の用い方 主に本文に対する除外例および制限的または例外的条件を規定するのに用いる。

5. 文章の末尾 規定事項の末尾には、その意味の区別によって、次の表に示す例のような字句を用いる。

末尾に置く字句の例	意味の区別
……する。 ……とする。 ……による。 ……とおりとする。 ……すること。 ……しなければならない。	指示または要求
原則として……する。	例外を認めた要求
……するのがよい。 ……することがのぞましい。	推奨
……してもよい。	許容

附属書2. 表の書き方

1. 許容差の記入 表に許容差を記入するときは、次のような例による。

例：

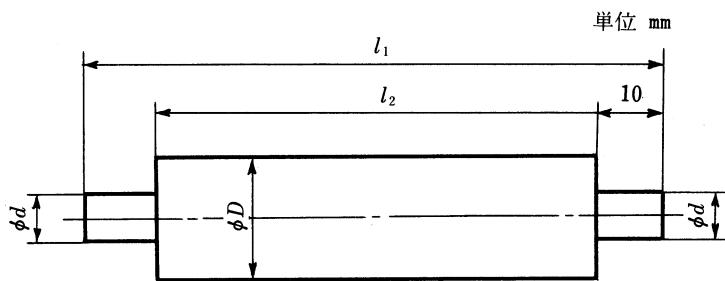
単位 mm

呼び径	寸法		
	D(H7)	A	B(js7)	
8	$8^{+0.015}_0$	8.5	± 0.25	2 ± 0.005
12	$12^{+0.018}_0$	12.5		4 ± 0.006
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

2. 表中の等しい欄 表の中で、ある欄が隣の欄と数値または文章が等しいときは、その間の枠を外してもよい。

また、一つの表と一つの図とが互いに関連しあっている場合、表のある見出しの下（または右）の欄全部にわたって数値が等しくなるときは、表から除いて図の中に示す。

例：



呼び方	寸法				重量 (kgf)
	D	d	l_1	l_2	
S	25	10	120	100	4.5
T	31.5		145	125	5.6
U	40	20	180	160	7.1
V	50		220	200	9.0
W	63	40			11.2

3. 表中の等しい事項 表の中で“同上”または“同左”的意味を表す場合には，“同上”または“同左”と記載する。

4. 空欄 表の中の一部について、特に規定しないで空欄となるときは，“—”をその部分の中央に入れるか、または記入欄とを太わくで区別する。

附属書3. 区切り符号の用い方

まる “。”、コンマ “，”、中点 “・” およびコロン “：“ とし、用い方は、次のとおりとする。

(1) まる 文の終わりに付ける。

なお、括弧内でも一つの文を完全にいいきったところ、また“……すること”、“……とき”、“……場合”などで終わる項目の列記などに用いる。ただし、題目、標語、その他簡単な語句をかかげる場合、事物の名称だけを列記する場合などには用いない。

(2) コンマ 文中において語句の切れまたは続きを明示するために、次の場合に用いる。

(a) 主語と述語との関係を示す場合。

例：この規格は、主に交流250V……

(b) 名詞（句を含む。）を3個以上並列して使う場合。

例：製造年月日、製造番号および製造業者名を表示する。

(c) 2個以上の形容詞・副詞および動詞（おのの句を含む。）を“および”、“または”、その他接続詞で結ぶ場合。

例：乾燥炉に入れる前、および乾燥炉から取り出した後の重さを……

(d) 文の初めに、接続詞または副詞をおく場合。

例：また、……

ただし、……

(e) その他、文章の意味を明確にする必要がある場合。

例：良質の材料を用い、形が正しく……

(3) 中点 次の場合に用いてもよい。

(a) 名詞の単語を並べる場合。

例：材料・寸法・重量

(b) 二つ以上の名詞のおののに同じ修飾語句などがかかる場合。

例：“断面が円形の銅板、断面が円形の炉筒、断面が円形の軸など”を“断面が円形の銅板・炉筒・軸など”とする。

“板の上側からと下側から”を“板の上側・下側から”とする。この場合、“板の上・下側から”とはしない。

(4) コロン 例を示すときに、“例”の文字の次に入れる。

また、式に用いた記号を説明するときに、記号の次にコロンを入れる。

参考 1 . 試験と検査

試験と検査については量産品で判定基準、抜取数などを明確に示す必要のあるものは、試験と検査を別項だてとするのがよく、受注生産品のような検査としての内容が少なく判定基準も自明のものが多い場合には、「試験・検査」あるいは「試験」として、検査については述べない方が読みやすくなる。

以下にそれぞれの場合の例を示す。

例 1 . 試験と検査を別項とする場合の例

6 . 試験・検査

6 . 1 試験

試験項目と方法は表 6 に示すとおりとする。

表 6 . 試験項目と方法

試験項目	試験方法
外観	肉眼、手ざわりにより、ヒビ、割れなどを調べる。
課電破壊荷重	JIS C 3801 (がいしの試験方法) の 8. による。
雷インパルス耐電圧	JIS C 3801 (がいしの試験方法) の 6.9 による。
打撃耐荷重*	JIS C 3801 (がいしの試験方法) の 7.1.4 による。

* 参考試験項目

6 . 2 形式検査

- (1) 検査方法 表 7 の該当検査項目について、6 . 1 試験の項に定める方法により検査を行う。
- (2) 検査数量 購入者と製造者の協議による。
- (3) 合否の判定 全数が表 7 の判定基準に適合した良品と判定されかつ、製造者の社内規格、品質管理状況などを審査の結果、製造者の品質水準が適正と認められたとき合格とする。

表7. 検査項目と判定基準

検査項目	検査の種類		判定基準	
	形式	受入		
		全数	抜取	
外観	○	○		JIS C 3802(電気用磁器類の外観検査)のB類の欠点別許容限度をこえないこと。
課電破壊荷重	○		○	5. 性能の項に示す荷重値に耐えること。
雷インパルス耐電圧	○			5. 性能の項に示す電圧値に耐えること。

6.3 受入検査

- (1) 検査方法 表7の該当検査項目について、6.1試験の項に定める方法により検査を行う。
- (2) 検査数量 検査は全数と抜取の2種類とし(表7のとおり)，抜取の場合の抜取個数と合否の判定個数は、1回の検査数量を1ロットとし、ロットの大きさにより表8のとおりとする。
- (3) 合否の判定
- (a)全数検査の場合は、表7に適合しない不良品のみを不合格とし、ロットからこの不良品を除く。
- (b)抜取検査の場合は、表8の合格判定個数以下ならそのロットを合格、不合格判定個数以上なら不合格とする。合格判定個数をこえて不合格判定個数未満の場合、本表に規定する追加検査を行い、合計抜取個数に対して、不良品が合計判定個数以下であれば合格とする。

表8. 抽取個数と判定個数

ロットの 大きさ	抜取個数	合 格 判定個数	不 合 格 判定個数	追 加 檢 査			
				追加抜取 個 数	合計抜取 個 数	合 格 判定個数	不 合 格 判定個数
1～ 15	協議による。						
16～ 90	3	0	1	—	—	—	—
91～ 500	8	0	2	8	16	1	2
501～1,200	13	0	3	13	26	3	4

例2. 試験・検査を同一項で扱う場合の例（一部に判定基準などを示す必要がある場合）

6. 試験・検査

6.1 試験項目

試験項目および試験の種類は表6に示すとおりとする。

表6. 試験項目と試験の種類

試験項目	試験の種類		
	形式	受入	参考
外観	○	○	
密封性	○	○	
温度上昇	○		
雷インパルス耐電圧	○		
熱安定性	○		

6.2 試験方法

ブッシングの試験は、清掃した新しいブッシングに対して行い、特に指定のないかぎり常温において工場で行う。保護ギャップを備えたブッシングでは、これを取外して試験する。シールドリングを備えたブッシングでは、これを付けた状態で試験する。

試験時のブッシングの据付け角度は、原則として水平または垂直とし、使用状態に近い方を選ぶ。

ただし、変圧器用ブッシングの形式検査の場合のように、使用状態の角度が一定していない場合は垂直とする。

6.2.1 外観 磁器部を JIS C 3804-1982 (がい管の試験および検査方法) により調査する。

他の部分についても有害な欠陥の有無を調査する。

(途中省略)

6.2.6 雷インパルス耐電圧 ブッシングを、できるだけ平らな取付部を有する容器に取付け、支持金具を接地して中心導体または中心パイプに表1に規定した電圧を印加する。

ブッシングは乾燥および注水状態で、正および負の電圧を各5回印加する。印加電圧の波形、大気条件に対する試験電圧の補正および注水試験における注水条件は、JEC-212-1981(インパルス電圧電流試験一般)による。なお検査の判定基準は次による。

[判定基準]

電圧の印加時およびその後に異常を生じてはならない。ブッシングに異常を生じないとは、次のことをいう。

- (1) 連続した 5 回の印加において、1 回も気中部のフラッシュオーバを生じないこと。5 回のうち 1 回気中部のフラッシュオーバを生じた場合は、更にひきつづき 5 回の連続した印加を繰り返し、このうち 1 回も気中部のフラッシュオーバを生じないこと。
- (2) 絶縁油などの空気以外の絶縁媒体に浸る部分に、フラッシュオーバを生じないこと。
- (3) 貫通を生じないこと。

6.2.7 熱安定性 この試験は、定格電圧 1 6 1 kV 以上のレジン紙コンデンサブッシングで、使用温度が 60°C 以上となる絶縁媒体に浸して使用されるブッシングに適用する。

試験するブッシングを使用状態と同じ条件で取付ける。すなわち大気中で使用する部分は大気中で、絶縁油などの絶縁媒体に浸して使用する部分はその媒体に浸して試験し、かつ、使用時に 60°C 以上となる絶縁媒体の温度は 85 ± 2°C に保持する。試験中にブッシングには電流を通じない。

ブッシング各部の温度が平衡に達した後、ブッシングの中心導体または中心パイプに定格電圧の 0.8 倍の電圧を印加し、この状態で測定した誘電正接の値が、少なくとも 3 時間変化しなくなるまで継続する。

例 3. 判定基準など検査にかかる内容を含まない場合の例

6. 試験

6.1 試験項目

試験項目および試験の種類は表 6 に示すとおりとする。

表 6. 試験項目と試験の種類

試験項目	試験の種類		
	形式	受入	参考
構造	○	○	
開閉	○	○	
端子荷重	○		
商用周波耐電圧	○		
コロナ			○

6.2 試験方法

6.2.1 構 造 寸法, 材質, 構造, 接触状態などを調べる。

6.2.2 開 閉 開閉試験は次の諸試験を含み, 開閉状態を点検した物について行う。これらの試験の一部または全部を同時に行ってもよい。

(1) 動力開閉試験

(2) 手動開閉試験

(3) 連続開閉試験

開閉試験は, 現場使用状態になるべく近い状態で断路器に電流を通さず, また, 電圧を加えずに行う。

(1) 動力開閉試験 電気操作あるいは空気操作の断路器は, 操作電圧・制御電圧および操作圧力・制御圧力の定格値および許容変動範囲の最高値・最低値で動力開閉試験を行い, 各組合せにおいて開閉速度曲線を測定し(時間はs, 移動距離または角度は, 全移動距離または角度に対する%で) 平均開閉速度を算出する。

(途中省略)

6.2.4 商用周波耐電圧

(1) 加圧部分 商用周波耐電圧試験の加圧部分は次のとおりである。

乾燥の場合	注水の場合
異相主回路間(開および閉)	異相主回路間(開および閉)
同相主回路端子間(閉)	同相主回路端子間(開)
主回路と大地間(開および閉)	主回路と大地間(開および閉)
操作制御装置の導電部と大地間	

回路および各相主回路端子間の試験の場合には, 他端子は接地するものとする。同相主回路端子間の試験の場合はベースは大地に対して絶縁してもよい。

(2) 加圧時間 乾燥試験の場合は, まず試験電圧の $\frac{1}{2}$ 以下の電圧を加え, それから試験電圧まで電圧計にそのときどきの電圧が表示されうる範囲内でできるだけ早く上昇させ, 試験電圧に達したのち, 1分間連続加圧する。

(途中省略)

6.2.9 コロナ 定格電圧120kV以上の断路器についてのみ行う。

(1) 断路器の状態 断路器は乾燥状態で開および閉位置の両方で行うものとする。ただし, 屋外用断路器は注水条件を考慮した状態においても実施する。

(2) 加圧部分 断路器の主回路大地間とし, 開位置においては同時に同相主回路端子間にも加圧する。

(3) 試験電圧の波形および周波数 6.2.4に準ずる。

(4) 供試器の周囲条件 供試器は夜間, 照明のない暗黒の場所に設置するか, これと同等程

度のしゃ光場所に設置するものとする。

- (5) コロナの確認 供試器は、乾燥状態でその断路器の定格に相当する対地電圧まで試験電圧を徐々に上昇し、可視コロナの確認を行う。

参考2. 外来語の語尾の片仮名によるつづり方

英語のつづりの終わりの —er, —or, —arなどを仮名書きする場合には、次の方針によって語尾の長音符号「—」を略す。

- (1) その言葉が3音節以上の場合には、語尾に長音符号を付けない。

例えば、トランジスタ (transistor)

- (2) その言葉が2音節以下の場合には、語尾に長音符号を付ける。

例えば、カー (car), カバー (cover)

- (3) (a) 長音符号で表す音、(b) はねる音および(c) つまる音は、それぞれ1音節と認め、
(d) よう音は1音節と認めない。

例えば、(a) モータ (motor) (b) ダンパー (damper)

(c) ニッパー (nipper) (d) シャワー (shower)

- (4) 組み合わせた言葉は、それぞれの言葉について上記の(1)または(2)を適用する。

例えば、モータカー (motorcar)

なお、—gy, —pyなどは、長音符号を付ける。

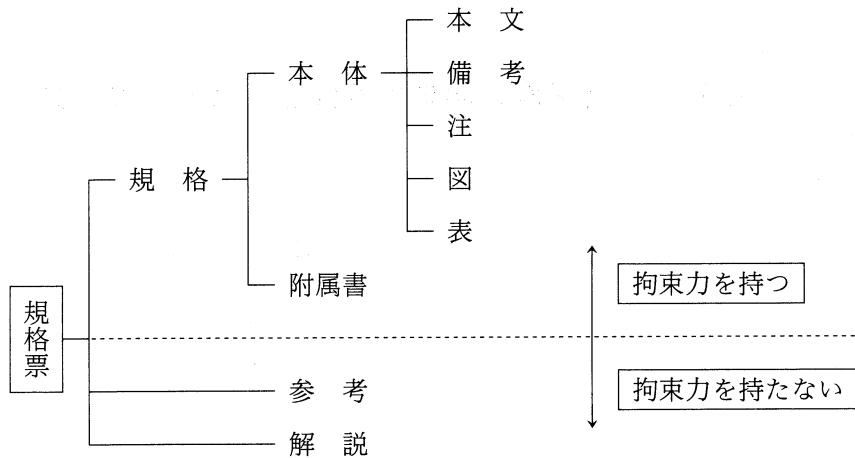
例えば、エネルギー (energy), エントロピー (entropy)

また、外国の地名・人名にはこの方針を適用しない。

例えば、ガイガー・ミュラー計数管 (Geiger-Muller counter tube)

解説 1. 規格票の構成

規格票の構成は、まとめると次のようになる。



このうち、特に使いわけに注意を要するのは、備考、注と解説であって上表にも書いたように備考および注は規格本体として拘束力を持つのに対して、解説は規格の一部としての拘束力を持たないものであるから、明確に使いわけを行う必要がある。なお、注は本文の特定部分のみを別にとり出して記載する場合に用い、そうでない場合は備考とするのがよい。

一例として、好ましくない備考、注、解説の使用例と正しい使い方を以下に示す。

好ましくない使用例									正しい使い方
導電率 供試線の片端より試験片を切取り、その電気抵抗および重量の測定値から導電率を算出する。導電率は、コンダクティビティブリッジによって測定してもよい。									拘束力を持つ記載であるから“注”とすべきである。
(解説 1) 導電率の測定 導電率の測定に用いる試験片の長さは、誤差を避けるため1,000 mm程度が望ましいが、やむを得ない場合の最小長さは500 mmとしてもよい。									
表 鋼心アルミより線									
公称 断面図 mm ²	より線構成 素線数／素線径 mm		引張荷重 kg	性 能					
	アルミ	鋼		計算断面積 mm ²	外 径 mm	重 量	電気抵抗		kg/km Ω/km
810	45/4.8	7/3.2	18,480以上	814.5	56.29	38.4	9.6	2,700	0.0356
610	54/3.8	7/3.8	18,350以上	612.4	79.38	34.2	11.4	2,320	0.0474
410	26/4.5	7/3.5	13,910以上	413.4	67.35	28.5	10.5	1,673	0.0702
備考 電気抵抗は、亜鉛めっき鋼線の導電率約8%を無視して、硬アルミ線の導電率を61%とし標準径に対するものとする。									表の特定部分のみを別にとり出して記載する内容であるから、表の電気抵抗の箇所に注記符号を入れ、“注”とすべきである

解説2. 規格のグループ分け

- (1) 今回の改訂により、各規格のグループ分けを行うこととした。分類のしやすさを考慮してグループ名は電気規格調査会の常置委員会名を原則としたが、現行の規格を各グループに分類すると次のようになる。
- (2) 中分類以下の規格番号の付け方は原則として、各常置委員会で決める。

グループ	規格番号 (制定年)	規 格 名	担当常置 委員会
0. 電 氣 一 般	1 3 4 (1955)	家庭用電気機器の周囲温度の限度	電気機器
	1 5 8 (1970)	標準電圧	送配電
	1 7 0 (1978)	交流電圧絶縁試験一般	送配電
	1 9 3 (1974)	試験電圧標準	送配電
	1 9 5 (1980)	部分放電測定一般	送配電
	2 0 0 (1977)	静止誘導機器インパルス電圧試験	送配電
	2 1 0 (1981)	低压制御回路絶縁試験法・試験電圧標準	電気機器
	2 1 2 (1981)	インパルス電圧電流試験一般	送配電
1. 電 氣 計 器	2 1 3 (1982)	インパルス電圧電流測定法	送配電
	1 8 4 (1971)	普通電力量計 (L形)	電気計器
2. 電 氣 機 器	1 9 0 (1974)	計器用変成器 (保護継電器用)	電気計器
	3 7 (1979)	誘導機	電気機器
	5 4 (1982)	直流機	電気機器
	1 1 4 (1979)	同期機	電気機器
	1 3 3 (1957)	水銀アーク変換装置	電気機器
	1 4 6 (1976)	回転電気機械一般	電気機器
	1 4 7 (1960)	電気機器絶縁の種類	電気機器

グループ	規格番号 (制定年)	規 格 名	担当常置 委員会
2. 電 氣 機 器	1 5 5 (1963)	半導体整流装置（その1）	電気機器
	1 6 0 (1978)	気中しゃ断器	電気機器
	1 7 4 (1970)	電力用保護継電器	電気機器
	1 7 4 A (1970)	過電流継電器	電気機器
	1 7 4 B (1972)	電圧継電器	電気機器
	1 7 4 C (1974)	高抵抗接地系用地絡方向継電器	電気機器
	1 7 4 D (1979)	補助継電器	電気機器
	1 7 4 E (1980)	電力用限時継電器	電気機器
	1 7 8 (1977)	半導体整流装置（その2）	電気機器
	1 8 1 (1975)	交流しゃ断器	電気機器
	1 8 2 (1980)	リクトル	電気機器
	1 8 6 (1972)	負荷時タップ切換装置	電気機器
	1 8 8 (1977)	サイリスタ変換装置	電気機器
	1 8 8 A (1979)	直流電動機駆動用サイリスタ変換装置	電気機器
	1 8 9 (1973)	逆阻止三端子サイリスタ	電気機器
	1 9 6 (1975)	断路器	電気機器
	2 0 1 (1977)	電力ヒューズ	電気機器
3. 電 線	2 0 2 (1978)	自励式半導体電力変換装置	電気機器
	2 0 3 (1978)	避雷器	電気機器
	2 0 4 (1978)	変圧器	電気機器
	7 4 (1976)	イ号アルミ合金電線	電 線
	1 3 0 (1976)	アルミ電線	電 線

グループ	規格番号 (制定年)	規 格 名	担当常置 委員会
3. 電 線	1 3 5 (1982)	600Vビニール絶縁線 600Vゴム絶縁電線の許容電流	電 線
	1 5 9 (1964)	電力ケーブル用防食層	電 線
	1 6 6 (1976)	鋼心アルミより線用接続管	電 線
	1 6 7 (1976)	硬アルミより線用接続管	電 線
	1 6 9 (1965)	O Fケーブルの高電圧試験法	電 線
	1 9 7 (1976)	耐熱アルミ合金電線	電 線
	1 9 8 (1976)	鋼心イ号アルミ合金より線用接続管	電 線
	1 9 9 (1976)	鋼心耐熱アルミ合金より線用接続管	電 線
	2 0 8 (1980)	特別高圧(11~77kV)架橋ポリエチレンケーブルの高電圧試験法	電 線
	2 0 9 (1980)	特別高圧(11~77kV)架橋ポリエチレンケーブル用接続部の高電圧試験法	電 線
4. 原 動 機	1 5 1 (1975)	水 車	原動機
	1 5 7 (1980)	水車およびポンプ水車の効率試験方法	原動機
	1 7 7 (1975)	ポンプ水車	原動機
	2 1 5 (1983)	水車寸法検査標準	原動機
5. 線 路 用 品 ・ 通 信 設 備	1 2 7 (1979)	送電用支持物設計標準	送配電
	1 4 4 (1980)	電力用無線通信アンテナ支持物設計標準	送配電
	1 7 3 (1976)	電力線搬送用結合コンデンサ	送配電
	1 7 9 (1976)	電力線搬送用ブロッキングコイル(ライントラップ)	送配電
	1 8 3 (1978)	ブッシング	送配電
	1 8 5 (1976)	電力線搬送用結合フィルタ	送配電
	1 9 4 (1975)	電力線搬送用保安装置	送配電
	2 0 5 (1979)	電力線搬送電話端局装置	送配電

グループ	規格番号 (制定年)	規 格 名	担当常置 委員会
5. 線路 通用 信品 設・ 備	206 (1979)	懸垂がいし及び耐塩用懸垂がいし	送配電
	207 (1979)	架空送電線用架線金具	送配電
	211 (1981)	エポキシ樹脂ブッシング（屋内用）	送配電
6. 電 氣 材 料	148 (1976)	電気絶縁材料の絶縁抵抗試験方法通則	電気材料
	149 (1978)	固体絶縁材料の乾燥時における商用周波の高電圧小電流耐アーク性試験方法通則	電気材料
	150 (1979)	電気絶縁材料の誘電正接及び誘電率試験方法通則	電気材料
7. 輸送 用電 氣 設 備	122 (1981)	電気鉄道車両用主電動機	輸送用 電氣設備
	132 (1954)	電気鉄道車両用補助回転機	輸送用 電氣設備
	152 (1971)	電気鉄道変電所用直流高速度しゃ断器	輸送用 電氣設備

解説3. 使用状態記載上の注意事項

1. 電源電圧変動範囲、周波数変動範囲、使用される回路の周波数、電源電圧波形などの電気的制限条件は定格事項に記載する。
2. 周囲温度、標高等の数値、特殊使用状態の条件などは、同種機器の規格間では可能な限り整合をとる。

〒100 東京都千代田区有楽町1-12-1

発行所 電 気 学 会

電話 (201) 0983 振替東京9-3168
